

コロナウィルスの拡大に伴う各国知財庁の主な対応状況について

コロナウィルスの拡大による各国知財庁の主な対応状況について、3月25日時点での関連情報を収集しましたので、必要に応じ、ご参照いただければ幸いです。なお、本情報に関連して外国出願等の手続を行う際には、必ず、各国知財庁のホームページ等にて最新情報をご確認いただくか、各会員の出願等を代理されている国内外特許事務所等へ直接ご照会いただきますよう、よろしくお願いいたします。

0. 世界知的所有権機関(WIPO)

WIPOは、オフィスを閉鎖し、全ての会議は4月末まで延期またはキャンセルするとし、例えば、コロナウィルスに係るWIPO国際事務局(IB)及び締約国官庁の閉鎖の場合等の救済措置につき、PCT制度、マドプロ、ハーグ制度のページで通知した。

PCT:

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/newslett/2020/pct_news_2020_3.pdf

マドリッド:https://www.wipo.int/madrid/en/news/2020/news_0007.html

ハーグ:https://www.wipo.int/hague/en/news/2020/news_0009.html

WIPO 仲裁調停センター(AMC)も、統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)のもと係属している重要な案件については継続して事件処理を行っている(詳細は、以下のURL(英語)参照)。

https://www.wipo.int/portal/en/news/2020/article_0015.html

1. 米国

● 米国特許商標庁(USPTO)

3月15日、USPTOは、3月16日以降、通知があるまで、窓口自体を閉鎖。対面での手続に関しては、TVまたは電話会議で実施されている(詳細は、以下のURL(英語)参照)。

(窓口閉鎖について)

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-offices-closed-public>

(対面での手続について)

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-update-person-meetings>

その後、3月16日に通知を公表し、コロナウィルスの影響を受ける特許および商標の出願人、特許権者、再審査当事者、および商標所有者に対し、37 CFR 1.183 および 37 CFR 2.146 における「異常な状況」と見做すと公表した。なお、通知では、法令に規定された義務の免除、期限の延長はないとされている(詳細は、以下のURL(英語)ご参照)。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/relief-uspto-customers-affected-covid-19>

2. ヨーロッパ

● 欧州特許庁(EPO)

EPO は、以下の内容で通知を発出した。

【審査部と異議部に継続する口頭審理】

5 月末までに開催される EPO 主催イベントはすべて延期するとした。あわせ、4 月 17 日までに予定されている審査にかかる口頭審理および異議申立て手続のすべてについて、すでにビデオ会議による実施が確認されない限り、さらに通知されるまで延期すると決定した。

【審判部に継続する口頭審理】

審判部に係属する口頭審理についても、2020 年 4 月 17 日まで、対面での審理は開催せず、関係者と連絡をとって調整すると通知した(詳細は、以下の URL(英語)ご参照)。

<https://www.epo.org/news-issues/covid-19.html>

● 欧州知財庁(EUIPO)

3 月 16 日、EUIPO は、手続き(異議申立てと出願審査)のすべての期限を、2020 年 5 月 1 日(1 日が祝日のため、正確には 4 日まで)まで延長すると通知した。その後、19 日に「すべての期限」等通知に関する解釈の指針を示した(詳細は、以下の URL(英語)ご参照)。

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5644698>

https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=5657728&journalRelatedId=manual/

欧州各国知財庁

2-1 英国

3 月 11 日、英国知的財産庁(UKIPO)は、出願人に対して、ケースバイケースで手続期限の延長を認める旨を公表した(以下の URL(英語)ご参照)。

<https://www.gov.uk/government/news/coronavirus-advice-for-rights-applicants>

2-2 ドイツ

3 月 10 日、ドイツ特許商標庁(DPMA)は、コロナウイルス Sars-CoV-2 の拡散とその影響をうけ、救済措置を公表した(以下 URL(英語)ご参照)。

https://www.dpma.de/english/our_office/publications/important_notices/importantnotices2020/noticeof10march2020/index.html

救済措置の概要は、自らの過失によらず法律が規定する期限を遵守できなかった何人も請求に基づいて権利を回復することが可能であり、それによって、期限を遵守したのと同じの地

位を得るとしている。なお、権利回復の要件を満たすか否かについては、案件毎に担当部署が個別に判断する。

2-3 フランス

3月17日、フランス産業財産庁は、窓口の閉鎖を通知し、オンラインによる手続について案内をした(詳細は、以下の URL(仏語)ご参照)。

<https://www.inpi.fr/fr/nationales/covid-19-organisation-inpi-pour-repondre-examen-et-delivrance-des-titres>

2-4 スペイン

3月12日、スペイン知財庁(OEPM)は、スペイン政府が国家緊急事態を宣言したことをうけ、保留中の手続のすべての期限が一時停止され、緊急事態またはその延長が終了すると再開されることを通知した。

https://www.oepm.es/en/sobre_oepm/noticias/2020/2020_03_12_Medidas_adoptadas_OEPM_COVID_19.html

2-5 イタリア

イタリア特許商標庁(MISE)は、2020年3月9日から4月3日までのすべての手続期限の延長を規定する法令を公布した。

<https://uibm.mise.gov.it/index.php/it/covid-19-sospesi-con-decreto-direttoriale-fino-al-3-aprile-2020-i-termini-in-scadenza-per-i-procedimenti-di-competenza-dell-uibm>

なお、以下の期限については延長されない。

①異議申立ての申請期限、②陳述の提出期限、③異議申立時に提出されなかった場合の POA 申立てにかかる 2 か月の期限、④イタリア特許商標庁の決定に対する異議申立ての申請期限

3. アジア

3-1 中国

1月28日、国家知識産権局(CNIPA)は、当事者が新型肺炎流行の影響により、専利法及びその実施細則で定められている期間、又は国家知識産権局により指定された期間内に手続ができなくなり、その権利を喪失した場合には、専利法実施細則第6条第1項の規定を適用すると通知した。

具体的には、当事者は、障害が解消された日から2ヶ月以内に、遅くとも期限満了日から2年以内に、権利の回復を請求することができ、権利の回復を請求する場合は、請求料を支払う必要はないが、新型肺炎の影響を受けて手続ができなかった事情を説明する文書と相応の証明資料を添付する必要があるとしている。

このほか、商標や集積回路配置設計などの権利についても、救済措置が適用される場合について規定した(詳細は、以下 URL(中文)ご参照)。

<http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1145684.htm>

3-2 韓国

2月28日、韓国特許庁(KIPO)は、新型コロナウイルスにより法令が定める期限に間に合わなかった出願人については、「責に負えない事由」に該当するものとみなし、段階別での救済措置を講じることを通知した。

段階	期間の種類	根拠規定	行政処分の救済	救済の手続
方式審査	手続補正 (方式・手数料)	特許法 16 条 2 項 商標法 18 条 2 項 デザイン保護法 18 条 2 項	無効処分の取消し	期間経過救済 申請書や納付 書に事由と証 明書を添付し 提出
実体審査	出願審査請求 再審査請求	特許法 67 条の 3 第 1 項	出願取下げ 拒絶査定が確定さ れた出願の回復	

なお、対面での手続は最小限の実施とし、電話面談や映像面談を積極的に活用するとして、出願人の希望により、特許庁ソウル事務所、地方の知的財産センターで映像面談が可能としている(詳細は、以下 URL(ハングル)ご参照)。

https://www.kipo.go.kr/kpo/BoardApp/UnewPress1App?a=&board_id=press&cp=2&pg=1&npp=&catmenu=m03_05_01&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=18060

3-3 台湾

台湾知的財産庁(TIPO)は、法定期間の遅延が、特許法第 17 条および特許法施行規則第 12 条、あるいは、商標法第 8 条および商標法の施行規則第 9 条に規定される、自然災害または出願人に起因しない要因によって引き起こされる場合、出願人は権利の回復の申立てを行うことができる。申立てについては、事案ごとに判断がされる(詳細については、以下 URL(英文)をご参照)。

<https://www.tipo.gov.tw/en/cp-282-863966-09602-2.html>

3-4 フィリピン

3月13日、フィリピン知的財産局(IPOPHL)は、各種手続期限を4月14日まで延長すること

を通知し、本期間延長された手続に関しては 4 月 15 日に提出することを求めた。なお、本期間、特許、実用新案、意匠、商標にかかるオンラインでの出願は受け付け可能である(詳細については、以下通知(英文)をご参照)。

<https://www.spruson.com/app/uploads/2020/03/IPOPHL-Memorandum-No.-2020-005.pdf>

3-5 マレーシア

3 月 17 日、マレーシア知的財産権局(MyIPO)は、3 月 31 日まで本部及び支所の全ての庁舎を閉鎖することを通知した。なお、特許、商標および意匠のオンライン出願は継続する、書面による出願による当該命令期間内の優先日の主張は 4 月 1 日まで、そのほかの応答、審判申立て、異議申立てなどの各種手続は 4 月 30 日まで延長するとした。

マドリードプロトコールを通しての出願は 4 月 1 日、著作権の任意通知については、4 月 30 日まで一時停止するとした。その他個別の期限の変更については、以下通知(英文)をご参照ください。

<http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2020/03/NOTICE-OF-TEMPORARY-CLOSURE--ENG-VERSION-FINAL.pdf>

以上

事務局・政策グループ